

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第10回 代言人の待遇改善要求

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 山崎 健 (47期)

1 自由民権運動と代言人の活躍

明治7年1月、野に下った副島種臣らは民選議員設立の建白書を提出する。当時、既にJ.S.ミルの「自由論」が翻訳されており、自由と人民の権利は広く知られていた。建白書は多くの国民から熱狂的に迎えられ全国に自由民権運動の炎を燃え上がらせる。明治13・14年頃になると自由民権運動は最高潮に達し、運動の中心は知識人に移っていき、代言人も世間の注目を浴び、信頼を受けていった。後の国会において多くの代言人が活躍する礎がこの頃築かれたのである。

2 待遇改善要求

社会の信頼の高まりにもかかわらず、代言人に対する扱いは従前のままだった。そこで東京代言人組合は、明治13年12月22日、東京裁判所・東京上等裁判所・大審院に対して次の①~④の内容の待遇改善願いを提出した。

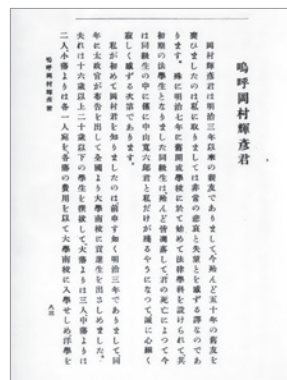
- ①呼出状は3日以前に発布すること。
- ②呼出状には何日の午前何時若しくは午後何時より何の事件かを記載すること。
- ③裁判所に入入りする際に名刺を必要としないこと。
- ④裁判所から退出する際も官の認印を必要としないこと。

これに対して東京裁判所は、①②は認める、③は認めない、④は認めるが係官から用済みの言い渡しを受けた上で退散するようという回答をした。東京上等裁判所と大審院は、①は認める、②については、刻限は午前午後と予定し難い、事件は呼出状にある番号で了知せよ、③と④は従前どおり、との回答であった。

その後も東京代言人組合は、明治19年5月28日、大審院、東京控訴院、東京始審裁判所（治罪法施行で名称が変更）に対し、召喚状は少なくとも5日前までに発布することや召喚状には午前午後の区別をすること、代言人と一般の人との控室を区別すること、代

人が裁判所に車馬で乗り入れてよいとすることなどの要求をした。監獄本署に対しては、同年4月23日、①在監人から代言人に差し出した至急の書信は特別扱いること、②代言人が在監人に接見しようと願い出たときは速やかに接見させること、③代言人と一般人との控室を区別することを請願している。監獄本署は③のみを認め他は認めなかったため、交渉は継続されていった。

このような数年にわたる待遇改善運動の結果、従来、多数の一般人と土間に雑居し長時間待たされ、訴訟記録を検討することも準備書面を書くことも不可能だったが、ようやく大審院以下の裁判所に代言人専用の控室が設けられ、呼出方法も若干改められ、少しずつ改善された。これらの旧弊を全て改めさせたのは、横浜始審裁判所所長に就任した岡村輝彦である。岡村は、穂積陳重とともにイギリス留学をしてバリスターの資格を取得したが、あまりに惨めな日本の代言人の状態を改善する必要を痛感したのである。



穂積陳重遺文集「鳴呼岡村輝彦君」

3 弁護士法案の撤回

明治23年12月4日、政府は弁護士法案を提出したが、その内容は多額の登録料と保証料など弁護士に多額の経済的負担を課し、弁護士に階級を設けて職務の範囲を限定するなど不当なものであったため、当然、全国の代言人会は激しい反対運動を展開した。この弁護士法案は当時貴族院議員であった穂積陳重の議会における反対演説によって撤回された。現在の弁護士の地位はこのような先達によって守られてきたことを忘れてはいけない。